

協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成16年 1月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 1市2町1村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
4. 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、同規模自治体の例をもとに合併時まで調整する。

平成16年 2月26日 確認



# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職の設置(職名)
調整の内容	一般職の職員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。 1 1市2町1村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。 4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、同規模自治体の例をもとに合併時までに調整する。		
	現		況
市町村名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町
市町村別内容	部長	主任主事	課長 保健師
	局長	主任技師	センター長 看護師
	首席審議員	主任保育士	園長
	次長	主任保健師	局長
	課長	主任看護師	審議員
	室長	主任栄養士	課長補佐 < 技労職 >
	館長	主事	係長 運転手
	ホーム長	技師	園長心得 タイピスト
	審議員	保育士	主任保育士 庁務手
	課長補佐	保健師	参事 給食調理員
	園長	栄養士	主査 道路整備員
	主幹	看護師	課付
	係長	< 技労職 >	主事
	園長代理	自動車運転手	技師
	参事	調理師	保育士
	介護士		

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	級別職務分類(行政職)			
調整の内容	一般職の職員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。 1 1市2町1村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。 4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、同規模自治体の例をもとに合併時までに調整する。					
市町村名	参考(山鹿市:人口約33千人)	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	1級	主事又は技師の職務	主事、技師の職務	主事等(主事、技師、保育士、保健師)の職務	主事(初級)の職務	主事、保健師、看護師、准看護師、栄養士、技師の職務
	2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	主事等の職務	主事(中級)・技師の職務	主事、保健師、看護師、准看護師、栄養士、技師の職務
	3級	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	高度な知識、経験を必要とする主事等の職務	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事・技師の職務	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保健師、看護師、准看護師、栄養士、技師の職務
	4級	係長、主任、主任主事又は主任技師の職務	係長、園長、参事、主任の職務	係長の職務、参事の職務 主査等(主任主事、主任技師、主任保育士、主任保健師)	1 係長の職務 2 主査の職務	係長又は参事の職及びその職務内容がこれと同程度のものとして長が認める職の職務
	5級	高度な知識経験を必要とする業務を行う係長、主任、主任主事又は主任技師の職務	課長補佐、主幹の職務 困難な業務を処理する係長、園長、参事、主任の職務	課長補佐の職務、係長の職務 高度な知識、経験を必要とする参事及び主査等の職務 課付	1 課(等)長補佐の職務 2 課(等)長補佐と同程度の係長の職務 3 課(等)長補佐と同程度の長が規則で定める職の職務	係長又は参事の職務及びその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務
	6級	1 課長代理の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を行う係長又は主任の職務	課(局)長、審議員、老人ホーム長の職務 困難な業務を分掌する課長補佐、主幹の職務	課長等(課長、保育園長、老人福祉センター長、審議員)の職務 特に困難な業務に従事する課長補佐及びその職務内容が同程度のものとして長が規則で定める職務 課付	1 課(等)長の職務 2 審議員の職務 3 課(等)長と同程度の課長補佐の職務 4 課(等)長と同程度の長が規則で定める職の職務	主幹の職又は係長の職務及びその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務
	7級	1 課長の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長代理の職務	部次長、教育次長の職務 困難な業務を所掌する課(局)長、審議員、老人ホーム長の職務	高度な知識、経験を必要とする課長等で長が規則で定める職務 課付	1 総務課長の職務 2 総務課長と同程度の課(等)長の職務 3 総務課長と同程度の審議員の職務 4 総務課長と同程度の長が規則で定める職の職務	課長、局長、老人ホーム長、室長、審議員の職又はその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務
	8級	1 部長の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務	部長、首席審議員の職務 困難な業務を所掌する部次長、教育次長の職務 特に困難な業務を所掌する局長の職務	-	-	総務課長の職又はその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める課長の職務
	9級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務				

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目	級別職務分類(技能・労務職)		
調 整 の 内 容	一般職の職員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。 1 1市2町1村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。 4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、同規模自治体の例をもとに合併時までに調整する。				
	現		況		
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町		
市 町 村 別 内 容	1級	(1)自動車運転手及び技能労務職員の職務 (2)経験を必要とする労務職員の職務	1 自動車運転手の職務 2 給食調理員の職務 3 用務員・労務作業員の職務	一般技能労務職員の職務	その他技能労務職の職務
	2級	(1)相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手及び技能労務職員の職務	1 自動車運転手の職務 2 給食調理員の職務 3 用務員・労務作業員の職務	一般技能労務職員の職務	相当の技能又は経験を必要とする技能労務職の職務
	3級	(1)高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手及び技能労務職員の職務	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員の職務 3 相当困難な業務を行う用務員又は労務作業員の職務	相当の技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務	相当の技能又は経験を必要とする技能労務職の職務
	4級	(1)高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手及び技能労務職員の職務	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員の職務 3 相当困難な業務を行う用務員又は労務作業員の職務	高度の技能と経験を必要とする技能労務職員の職務	数名の運転手又は調理員等を直接指揮監督する職務及び高度の技能と経験を必要とする技能労務職の職務
	5級	特に高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手及び技能労務職員の職務	1 高度の技能又は経験を必要とする職務を行う自動車運転手の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする職務を行う給食調理の職務 3 特に困難な業務を行う用務員又は労務作業員の職務	1 数名の運転手を直接指揮監督する運転手の職務 2 数名の調理師等を直接指揮監督する調理師等の職務	数名の運転手又は調理員等を直接指揮監督する職務及び高度の技能と経験を必要とする技能労務職の職務
	6級	特に高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手及び技能労務職員の職務	1 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理の職務	課長の職及びこれに相当する職務	数名の運転手又は調理員等を直接指揮監督する職務及び高度の技能と経験を必要とする技能労務職の職務

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律(抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。  
2 合併市町村は、職員の任免、給与その他身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法(抄)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1の2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1の3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。(略)

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別な定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別な定めがある場合を除く外、その職を失う。

協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて 参考資料

団 体 名		合併期日 (予定)	調 整 方 針
熊本県	あさぎり町	H15.4.1	<p>一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(2)職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。</p> <p>(3)職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p>
"	天草上島4町	H16.3.31	<p>一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町の一般職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2)職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。</p> <p>(3)職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後に給料の格差是正に努めるものとする。</p>
"	宇城西部5町	H17.1.15	<p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(2)職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。</p> <p>(3)職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>
長崎県	下五島1市5町	H16.8.1	<p>1. 現1市5町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとする。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>3. 職員の職制については、合併までに調整する。</p> <p>4. 職員の給与については、現給を保障し適正化の観点から新市において調整する。なお、給与体系については、合併までに調整する。</p>
"	北松浦1市5町	H16.11.1	<p>一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市に引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併までに調整する。職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお給与体系については、合併までに調整する。</p>